

のびのび

指定居宅介護・指定重度訪問事業等 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社Polakoが開設するのびのび(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護事業並びに市町村地域支援事業の移動支援(以下「事業」という)適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者等(以下「訪問介護員等」という。)が、利用者(障害児を含む。以下同じ)の意思および人格を尊重し、当該利用者の立場に立った適切な「事業」を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護等の事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援並びに外出時における移動中の介護を行う。

(2) 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービス、居宅介護支援事業所等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」(平成24年兵庫県条例第4号)、第9条に規定する通常の実施地域である市町村の市町村地域生活支援事業に関する条例、規則その他に定める内容のほか関係法令を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 のびのび

(2) 所在地 兵庫県宝塚市鹿塩1丁目2番15-209

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者(常勤) 1名

管理者は、事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護等の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行

う。

(2) サービス提供責任者 1 名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護・重度訪問介護等の計画の作成を行う。

(3) 従業者(訪問介護員等)

常勤換算で 2.5 名以上とし、従業者等の提供を行う。尚、個別サービス計画等に基づき、指定居宅介護等の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日までとする。

(12月29日から1月3日までは休みとする。)

(2) 営業時間は、通常として午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間は、午前8時から午後8時までとする。

但し利用者または利用者の家族等からの緊急の要請に基づく居宅介護活動及び居宅介護計画に基づく夜間早朝または深夜等の居宅介護はこの限りとしなない。尚、重度訪問介護従業者の派遣は、土日・祝日・お盆・年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わず可能である。

(主たる対象者)

第6条 事業の主たる対象の障害の種類は特定しないものとする。

(指定居宅介護等の内容及び利用料の額等)

第7条 事業所が行う指定居宅介護・重度訪問介護等の内容は、次のとおりとし、その事業を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(1) 居宅介護計画・重度訪問介護計画の作成

(2) 身体介護および家事援助に関する援助

(3) 通院等の介助

(4) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要するものに対して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援を行う。

(5) 移動支援

屋外での移動に困難がある障害者等に対し、外出時における移動中の介護を行う。

(6) 前各号に附帯するその他の必要な介護・家事・相談・助言。

- 1 法定代理受領を行わない「事業」を提供した際は、次の額の支払いを受けるものとする。
 - 一 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 市町村地域生活支援事業における移動支援のサービスを提供した際には、支給決定障害者等から当該事業の実施主体である市町村が定める移動支援に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 3 法定代理受領を行わない市町村地域生活支援事業における移動支援のサービスを提供した際には、支給決定障害者等から当該事業の実施主体である市町村が定める移動支援に要する費用の額の支払いを受けるものとする。
- 4 第9条の通常の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護に要した交通費はその実費を徴収する。実費については社会通念に基づき使用する最短距離の公共交通機関(電車・バス)を利用した額とする。自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額を徴収する。自動車、バイクを使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
 - 一 1kmあたり 30円(自動車)・1kmあたり 5円(原付バイク等)
 - 二 前項の支払いを受ける場合には、利用者にもたはその家族に対して事前に文書に説明の上支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 5 第1項から4項までの費用の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(人権の尊重)

第8条 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスを提供しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、宝塚市・西宮市とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業所は、サービスを提供する利用者またはその家族に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得ておかなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、居宅介護等を提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る相談支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した居宅介護等に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により兵庫県知事または市町村長が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令、または当該職員からの質問もしくは事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者ならびにその家族からの苦情に関して市町村、または兵庫県知事および市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村、または兵庫県知事および市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導者または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 前項の規定は、提供した移乗支援の実施主体である市町村が報告または文書その他の物件の提出を命じ、帳簿書類その他の物件の検査等を行う場合において準用する。
- 4 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋に出来る限り協力するものとする。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第13条 事業所は、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための会議および従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

4 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない、

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための訪問介護員等に対する研修の実施
- (2) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 委員会の設置
- (5) 虐待防止の為の指針の整備
- (6) 虐待の防止に関する措置を適切にする為の担当者の設置

(衛生管理等)

第15条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、当該事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(運営内容の自己評価ならびに改善の義務付けおよびその結果の公表)

第16条 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第17条 事業所は、適切なサービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(暴力団等の影響排除)

第18条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けない。

(その他の運営についての留意事項)

第19条

- (1) 訪問介護員はサービス終了後に毎回速やかにサービス提供責任者に実施報告を行い、サービス提供責任者は報告を受けるとともに必要に応じて技術指導を行うこととする。
- (2) 事業所は、居宅介護等に関する記録を整備し、そのサービスを完了した日から5年間保存する。
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社Polakoと事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

(施行)

第20条 この規程は、2024年6月1日からとする。

2 この規定は、2025年10月1日に改定・施行する(移動支援に関する規定の追加)。